

# 利 用 に 当 た つ て

## 1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

## 3 調査の期日

令和元年6月1日現在

なお、事業所数、従業者数については令和元年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成30年1月～12月の実績により調査している。

## 4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を調査の対象としている。

## 5 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

## 6 本書の内容

- (1) 本書は、経済産業省が実施した2019年工業統計調査の調査票情報を山口県が独自集計したものである。よって、経済産業省が公表する数値と相違することがある。
- (2) 統計表中の「平成23年」及び「平成27年」については「経済センサス-活動調査」、その他の年次は「工業統計調査」の数値である。
- (3) 統計表中の「年次」については、「事業所数、従業者数」と経理事項（現金給与総額、製造品出荷額等など）では調査時点が異なるため、経理事項の年次に統一している。
- (4) 「平成27年」の経理事項については、個人経営調査票による個人分を含まない。
- (5) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で集計されている。ただし、以下の項目については、ガイドラインと異なる処理を行っている。

- ① ガイドライン中では在庫について補正処理の対象外とされているが、工業統計では従前から「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」における選択範囲に「在庫額」を含めていることから、補正処理の対象とすることとし、他の金額項目に合わせて消費税込みに補正されている。
- ② ガイドライン中では輸出額の算定における転売品は直接輸出「無」とされている。一方、工業統計では従前から「品目別製造品出荷額」、「加工販収入額」及び「その他収入額」の合計に対する輸出比率を記入することとしており、実態として直接輸出比率算出の際、分母に転売品の金額を含めて算出・報告するケースが確認されたことから、転売品については直接輸出「有」として算定されている。
- (6) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。また、比率はそれぞれの公表数値の1桁下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しないことがある。

## 7 主な項目の説明

### (1) 事業所数

事業所数は、令和元年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

### (2) 従業者数

従業者数は、令和元年6月1日現在の数値である。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。

本書でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{ ①個人業主及び無給家族従業者} + \text{ ②有給役員} \\ & + \text{ 常用雇用者 (③正社員・正職員としている人} \\ & + \text{ ④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)} ) - \text{ ⑦送出者} \\ & + \text{ ⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

また、上記により算出した従業者数のうち、①個人業主及び無給家族従業者を除いた数を「常用労働者数」として集計している。

#### ① 個人業主及び無給家族従業者

##### ア 個人業主

個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。

##### イ 無給家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。

#### ② 有給役員

事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。

#### ③ 常用雇用者

常用雇用者とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員としている人」及び「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」に分けられる。

ア 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人  
別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも  
上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。

イ 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人  
ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業  
主としなかった他の人

(4) 正社員・正職員としている人

常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、  
雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労  
働時間で働いている人が該当する。

(5) ③以外の人（パート・アルバイトなど）

常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」な  
ど「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。

(6) 臨時雇用者

常用雇用者に該当しない人（1か月末満の期間を定めて雇用している人や日々雇用し  
ている人など）をいう。

(7) 送出者

個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のう  
ち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置い  
たまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。

(8) 出向・派遣受入者

別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社か  
らの派遣従業者をいう。

(3) 現金給与総額

現金給与総額は、平成30年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事し  
ている人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の  
額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・  
派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている  
人に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

原材料使用額等は、平成30年1年間における以下の①から⑥の合計であり、消費税額を  
含んだ額である。

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品  
など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油など  
も含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支  
給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、  
自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

⑤ 製造等に関する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。

⑥ 転売した商品の仕入額

平成30年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成30年1年間における以下の①から③の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

① 製造品出荷額

その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成30年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成30年中に返品されたものを除く）

エ 製造工程からでたくず・廃物の出荷額

② 加工賃収入額

平成30年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額

上記①、②以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）

平成30年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等の区分

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

(8) 工業用地（従業者30人以上の事業所）

事業所敷地面積は、令和元年6月1日現在において、事業所が使用（借地を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(9) 工業用水（従業者30人以上の事業所）

淡水・水源別用水量

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいい、1日当たり用水量とは、平成30年1年間に使用した工業用水の総量を平成30年の操業日数で割ったものをいう。

① 公共水道

県又は市町によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。工業用水道とは、飲用に適さない工業用水に供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水道（上水道）から取水した水をいう。

② 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

③ その他の淡水

「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

## 8 主な集計の算式

$$(1) \text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

$$(2) \text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税※1} + \text{推計消費税額※2}) \\ - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

(3) 粗付加価値額

$$= \text{製造品出荷額等} \\ - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} \times 1 + \text{推計消費税額} \times 2) \\ - \text{原材料使用額等}$$

※1 「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査が廃止されたため、出荷数量等から推計された値を用いている。

※2 推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査が廃止されたため、推計されたものを用いており、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資が控除されている。

$$(4) \text{付加価値率} = \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{生産額} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税})} \times 100$$

$$(5) \text{原材料率} = \frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{生産額} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税})} \times 100$$

$$(6) \text{現金給与率} = \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{生産額} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税})} \times 100$$

$$(7) \text{労働分配率} = \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{付 加 価 値 額}} \times 100$$

(8) 1事業所当たり出荷額等

$$= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税})}{\text{事 業 所 数}}$$

(9) 1事業所当たり付加価値額

$$= \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{事 業 所 数}}$$

(10) 従業者1人当たり出荷額等

$$= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税})}{\text{常用労働者数} \times 3 + \text{個人業主及び無給家族従業者数}}$$

(11) 従業者1人当たり付加価値額

$$= \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{常用労働者数} \times 3 + \text{個人業主及び無給家族従業者数}}$$

※3 常用労働者数は、平成29年調査より「常用労働者年間延数」の調査が廃止されたため、「常用労働者年間月平均数」に替えて、6月1日現在の「常用労働者数」を用いている。

(12) 常用労働者1人当たり現金給与総額

$$= \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{常 用 労 働 者 数}}$$

(13) 有形固定資産投資総額

$$= \text{土地の取得額} + \text{有形固定資産（土地を除く）の取得額} \\ + \text{建設仮勘定の年間増減額（増加額} - \text{減少額})$$

(14) 在庫投資総額

$$= (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛け品年初価額}) \\ + (\text{原材料及び燃料年末在庫額} - \text{原材料及び燃料年初在庫額})$$

$$(15) \text{ 在庫増減} = (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

## 9 記号

- 「-」 … 皆無又は該当数値なし
- 「0」 … 四捨五入による単位未満（「0.0」についても同じ）
- 「△」 … マイナスの数値
- 「x」 … 集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。  
また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

## 10 産業分類

産業中分類の略称

産業中分類名	略 称	産業中分類名	略 称
09 食料品製造業	食 料	○21 窯業・土石製品製造業	窯 業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料	○22 鉄鋼業	鉄 鋼
11 繊維工業	織 維	○23 非鉄金属製造業	非 鉄
○12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木 材	○24 金属製品製造業	金 属
13 家具・装備品製造業	家 具	●25 はん用機械器具製造業	はん用機械
○14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パ ル プ	●26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印 刷	●27 業務用機械器具製造業	業務用機械
○16 化学工業	化 学	●28 電子部品・デバイス・電子回路 製造業	電子デバイス
○17 石油製品・石炭製品製造業	石 油	●29 電気機械器具製造業	電 気
○18 プラスチック製品製造業	プラスチック	●30 情報通信機械器具製造業	情 報 通 信
○19 ゴム製品製造業	ゴ ム	●31 輸送用機械器具製造業	輸 送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	32 その他の製造業	その他工業

(注) 産業類型については、○印は基礎素材型産業、●印は加工組立型産業、それ以外は生活関連・その他型産業を示す。

## 11 調査結果についての照会先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号  
山口県総合企画部統計分析課商工労働統計班  
電話（直通）083-933-2654

※本書に記載されている内容については、山口県のホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/kougyou/2019kakuhou.html>